

【高山村】 法人村民税の均等割及び法人税割の税率

均 等 割 の 税 額（平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から）		
1号	次に掲げる法人 イ) 法人税法第2条第5号の公共法人及び第294条第7項に規定する公益法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの ロ) 人格のない社団等 ハ) 一般社団法人及び一般財団法人 ニ) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ホ) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万以下であるもののうち、従業者数の合計が50人以下のもの	年額 50,000円
2号	資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000円
3号	資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000円
4号	資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円
5号	資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000円
6号	資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000円
7号	資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 410,000円
8号	資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,750,000円
9号	資本等の金額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,000,000円
<p>※ 上記2～9号においては公共法人等を除く。又、資本等の金額について保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額とする。</p> <p>※ 「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を下回る場合には、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」とする。</p>		
法 人 税 割 の 税 率		
平成26年10月1日から令和元年9月30日に開始する事業年度まで		9.7/100
令和元年10月1日以後に開始する事業年度から		6.0/100